

平成 30 年 3 月 13 日

東京株式懇話会 3 月度実務講習レジュメ

東京証券代行株式会社
企画本部 芳川雅史

本年定時株主総会の実務対応

1. 株主総会に関する法令、制度改正、その他の動向

(1) 会社法関係

①次期会社法改正の中間試案の公表

2 月 28 日、次期会社法改正に関する中間試案公表(概要は後記 5)、4 月 13 日まで意見募集。

[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL
&id=300080164&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080164&Mode=0)

来年の通常国会(状況により前後する可能性あり)で改正案が審議される予定。本年度の株主総会実務に直接の影響はない。

②民法改正関係

民法の改正に伴い制定された、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により会社法の一部も改正される(自己契約・双方代理、消滅時効、法定利率、詐害行為取消請求関連改正に伴う会社法の手当て。旬刊商事法務 2154 号 10 頁参照)。施行日は平成 32 年 4 月 1 日(民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令)。本年度の株主総会実務に直接の影響はない。

(2) 会社法施行規則、会社計算規則の改正

平成 29 年 12 月 14 日から平成 30 年 1 月 19 日まで意見募集に付された「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」(レジュメ作成現在未公布)。

[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&i
d=300080160&Mode=1](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080160&Mode=1)

①会社法施行規則

- ・ 定時株主総会の議決権行使に係る基準日を、事業年度末日以後に定めた場合、事業報告記載事項の大株主の状況欄も当該基準日現在で記載すればよいとされた（会規 122 条②の新設）。

平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る事業報告から適用。

⇒定時株主総会の議決権行使に係る基準日を事業年度末日より後に設定する会社（例えば、3 月決算会社が 7 月以降に定時株主総会を開催するため 4 月末日や 5 月末日を定時株主総会の議決権基準日とした場合など）のみ関係する改正。

<参考>

有価証券報告書等の記載事項を定めた内閣府令も議決権の基準日現在の「大株主の状況」「所有者別状況」「議決権の状況」を記載すること等の改正が行われている（大株主の状況で所有比率の算定において発行済株式総数から自己株式を除く等の改正も含まれる。平成 30 年 1 月 26 日公布の内閣府令第 3 号 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 第三号様式（記載上の注意）（25）他）。

内閣府令の施行日は、平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用。

②会社計算規則

「税効果会計に係る会計基準」の変更による改正。

繰延税金資産については投資その他の資産として、繰延税金負債については固定負債として表示することとされた（計規 74 条③4 ホ、75 条②2 ホ、83 条の改正等）。

施行期日は、会計基準の公表日程を踏まえて定められる模様。

(3) 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示関係

平成 29 年 12 月 28 日に内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省連名の「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」が公表される。

http://www.fsa.go.jp/news/29/20171228_2/20171228.html

これによると、会社法上の事業報告等と、金商法上の有価証券報告書の一体的開示促進のため以下の対応が検討されている。

- a.平成 29 年度中（平成 30 年 3 月まで）
事業報告と有価証券報告書の類似項目（次頁一覧表の内容）につき内容の共通化を可能とする、法令解釈の公表、ひな形の修正
⇒内容の共通化は任意対応。
- b. 平成 30 年夏まで
未来投資戦略に掲げられた「2019 年前半を目途とした、国際的にみて最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備」に向け検討し、平成 30 年夏までに結論を得る。
- c. 平成 30 年度中のできるだけ早い時期
事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書の EDINET 開示の許容など結論を得る。
- d.平成 30 年初め～
一体的開示の促進・浸透を図るための関係省庁・投資家・企業の会合を設置。

■事業報告等と有価証券報告書の共通化可能項目

	有価証券報告書記載事項	事業報告記載事項
1	主要な経営指標等の推移（5）	直前三事業年度の財産及び損益の状況（会規 120 条①6）
2	事業の内容（7）	主要な事業内容（会規 120 条①1）
3	関係会社の状況（8）	重要な親会社及び子会社の状況（会規 120 条①7）
4	従業員の状況（9）	使用人の状況（会規 120 条①2）
5	経営上の重要な契約等（14）	事業の譲渡等（会規 120 条①5 ハからハまで）
6	主要な設備の状況（18）	主要な営業所及び工場の状況（会規 120 条①2）
7	大株主の状況（25）	上位十名の株主に関する事項（会規 122 条 1）
8	ストックオプション制度の内容（27）	新株予約権等に関する事項（会規 123 条 1 及び 2）
9	役員の状況（36）	会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」（会規 121 条 2 及び 8）
10	社外役員等と提出会社との利害関係（37）及び開示ガイドライン5-19-2）	社外役員の重要な兼職に関する事項（会規 124 条①1 及び 2）
11	社外取締役の選任に代わる体制及び理由（37）	社外取締役を置くことが相当でない理由（会規 124 条②）
12	役員の報酬等（37）	会社役員の報酬等（会規 121 条 4 から 6 まで並びに 124 条①5 及び 6）
13	監査公認会計士等に対する報酬の内容（38）	「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」（会規 126 条 2 及び 8 イ）
14	財務諸表の表示科目（財規 17 条①7 等）	計算書類の表示科目（計規 74 条③1 トからリまで等）
15	財務諸表の1株当たり情報に関する注記（財規 68 条の4 及び 95 条の5 の 2 並びに連結財規 44 条の2 及び 65 条の2）	計算書類の1株当たり情報に関する注記（計規 113 条）

内閣官房他作成の前記資料を元に作成。有価証券報告書記載事項欄の（ ）番号は、企業内容等の開示に関する内閣府令第3号様式記載上の注意における項番を指す。

(4) フェア・ディスクロージャー・ルール (FD ルール) に関する改正金商法の施行

FD ルールに関する改正金商法が平成 30 年 4 月 1 日に施行。

FD ルールとは、

「上場会社等の役員等が、取引関係者（証券会社、投資家やアナリスト等）に未公表の重要情報を伝達する場合は、同時に公表しなければならない。」

というもの。

実務の参考として、以下のガイドライン等が公表されている。

①金融庁「金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ガイドライン）」

<http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20180206-2.pdf>

②（内閣府令に対するパブコメ回答）金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」

<http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20171227-0.pdf>

③日本 IR 協議会「情報開示と対話のベストプラクティスに向けての行動指針」

<https://www.jira.or.jp/activity/guiding.html>

④（ガイドラインに対するパブコメ回答）金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」

<http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20180206-1.pdf>

イ. 決算説明会、機関投資家向け説明会等における留意点

a. 重要情報を話の流れでうっかり話してしまった場合

⇒金商法 27 条の 36②に「同時公表が困難な場合として内閣府令で定める場合」は速やかに公表と規定。内閣府令では「意図せず重要情報を伝達した場合」があり、これに該当（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令 8 条 1、前記①ガイドライン問 8）。＝同時公表の適用除外として速やかな公表で可。

⇒少人数のミーティングにおいては、公表できるようになるまで守秘義務および売買禁止義務を負ってもらう（前記①ガイドライン問 3）。

b. リスク回避策として、ウェブキャストによる同時中継（前記②パブコメ回答 No.230～233）、決算発表資料や決算説明会資料等を同時または速やかなウェブサイト掲載、説明会の要点（質疑の要点など）を速やかにウェブサイトに掲載、などが考えられる（前記③ベストプラ指針 28 頁参照）。これらウェブサイトへの掲載を前記 a. の金商法 27 条の 36②の速やかな公表とした場合、1 年間継続掲載することが必要。

□. 株主総会における留意点

株主総会がFD ルールの規制がかかる「投資者に対する広報に係る業務」に該当するか不明。株主も投資家であることは間違いないので、株主総会で未公表の重要情報を答弁しないよう留意したほうがよい。

規制がかかる「重要情報」とは

インサイダー取引規制の重要事実 + 決算情報 (前記①ガイドライン問2)



年度または四半期の決算に係る確定的な財務情報
であって有価証券の価額に重要な影響を与える情報

- ・ 未公表の四半期決算数値等、公表を予定している中計等の具体的な計画内容、その他株価に影響しそうな未公表の情報は言わない。
* 増収見込みである旨などの定性的な情報も、「決算情報」に該当し重要情報に該当する(前記④パブコメ回答 No.4)。
- ・ 大きな見通しの変更、事故、不祥事、災害の影響等極力開示のうえ総会に臨む。

(5) 東証のコーポレート・ガバナンス報告書記載要領の改正(顧問・相談役に関する記載欄の新設)

- ・ 平成 29 年の ISS の議決権行使助言基準改正(29.2.1)において、「相談役制度の定款規定新設(取締役の職務として提案される場合を除く)」に反対推奨をする旨を追加。
- ・ CGS 研究会報告書(29.3.10)において相談役・顧問制度について、役割の明確化、役割に見合った処遇の検討、人数・役割・処遇の情報発信を提言。
- ・ 東証のコーポレート・ガバナンス報告書記載要領の改正(29.8)。「代表取締役社長等を退任した者の状況」欄を 30.1 以後提出する報告書から新設。代表取締役社長等であった者が顧問・相談役等に就任している場合、一定の情報を記載することを例示。

⇒任意記載だが、記載するか否かにかかわらず、想定問答対応必要か。

(6) コーポレートガバナンス・コード改正の動き

平成29年12月8日閣議決定「新しい経済政策パッケージ」3-4頁より抜粋(項目タイトル追加、アンダーライン追加は筆者)

http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf

下記、下線のとおり、「ガイダンス」の作成と、「コーポレートガバナンス・コード」の見直しが予定されている(報道によればパブコメを経て5月中に改訂案確定)。

(2) コーポレート・ガバナンス改革

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での検討を踏まえ、2018年6月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組を促すための「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。

①事業ポートフォリオの機動的な見直し

経営環境の変化に応じた、事業からの撤退・売却を含む、事業ポートフォリオの機動的な組替えなどの果敢な経営判断(その際、例えば、事業ポートフォリオの見直しに関する方針や実効的な見直しプロセスの確立及びその説明を促進)

②内部留保・現預金の有効活用

内部留保とともに増加傾向にある企業が保有する現預金等の資産の設備投資、研究開発投資、人材投資等への有効活用

③指名・報酬委員会の活用

独立した指名・報酬委員会の活用を含め、CEOの選解任・育成及び経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、並びに、経営陣に対する独立社外取締役による実効的な監督・助言

④政策保有株式の縮減

政策保有株式の縮減に関する方針の明確化及び政策保有株式の縮減・売却に対する「保有させている側」の理解

⑤アセットオーナーの機能発揮

企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の発揮及び母体企業による支援

⇒スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議(平成30年2月15日)の資料1に「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」と「CGコード改訂に係る論点」というのが公表されている。

<http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryu/20180215.html>

⇒報道によれば、「取締役に占める社外取締役の比率を1/3以上にする」（日経30.2.16）「(取締役会における)ジェンダーや国際性の面を含む多様性を求める」（日経30.2.28）「女性取締役を1人以上登用する。」（日経30.3.2）といった規定をコードに盛り込むこととされている。

ただし、前述のフォローアップ会議資料のガイドライン案、CGコード改訂に係る論点には現在のところ明確な記載はない。

(7) 売買単位の統一

100株単位への移行期限は2018年(平成30年)10月1日。

単元引下げと同時に株式併合を行う場合は株主総会決議が必要であり、3月決算会社にとっては今年が最後の定時株主総会になる。

(8) 天皇の退位に関する政令

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が平成29年12月13日に公布。一代限りの退位を規定した皇室典範特例法の施行期日が平成31年4月30日とされ、翌日の改元が明確になった（新元号は未定）。

⇒招集通知等、各種開示書類において元号表記を見直すか要検討。

(9) Jアラート（全国瞬時警報システム）対応

Jアラートとは、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合に、緊急情報を伝達するシステム。

総会間近の国際情勢によっては、緊急シナリオ、避難対策を要するか。

2.機関投資家の動向

(1) 機関投資家の議決権行使基準

①ISS の議決権行使助言方針の改定

<https://www.issgovernance.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf>

- 指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社の取締役会構成要件の厳格化
指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社において、株主総会後の取締役会に占める社外取締役（独立性は問わない）の割合が3分の1未満である場合、経営トップである取締役選任議案への反対を推奨する（平成31年2月から適用）。
- 買収防衛策の総継続期間要件の導入
第1段階の形式審査の条件に、総継続期間が3年未満であることを追加。

②グラス・ルイスの議決権行使助言方針の改定

http://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2018/01/2018_Guidelines_JAPANESE.pdf

• ジェンダー・ダイバーシティ

TOPIX Core30 銘柄と TOPIX Large70 銘柄に該当する企業において、女性役員（取締役または監査役）が1人もいない場合にその責任あると思われる取締役に反対助言をする（平成31年から適用）。

ただし、多様性欠如の対策や取り組みについての説明や、十分な根拠を示している場合は、例外として反対を推奨しない場合もある。

⇒CGコードにジェンダー・ダイバーシティが盛り込まれるとすれば、女性役員不在の会社にあってはどのみち Explain は考えておく必要がある。

• 役員兼任数に関する方針

役員選任議案における役員兼任数査定の際、同じグループ会社内の兼任数は1社とみなす。

• 買収防衛策における取締役会の独立性

買収防衛策の導入または更新の反対助言要件に、取締役の過半数が独立役員でない場合を追加

• 剰余金処分の決定機関

剰余金処分の決定機関を取締役会とする定款変更議案には賛成するが、あわせて株主総会の決議としない旨を定める場合には、原則として反対助言を行う。

(2) スチュワードシップ・コード改正の影響

- ①平成 29 年 5 月 29 日、スチュワードシップ・コードの改定版が公表。
 - a.アセットオーナーによる実効的なチェック
 - b.運用機関のガバナンス・利益相反管理等
 - c.パッシブ運用における対話等
 - d.集团的エンゲージメント
 - e.個別投資先・議案ごとの議決権行使結果の公表（議決権行使結果の個別開示）
 - f.運用機関の自己評価

- ②議決権の個別開示を行った機関投資家は、70 社超(平成 29 年 12 月 21 日時点。下記掲載の平成 29 年 12 月 21 日開催のスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の金融庁作成資料「スチュワードシップ・コード改訂への対応状況について」6 頁参照)
<http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20171221/02.pdf>

- ③機関投資家協働対話フォーラム
 - a. 機関投資家の適切なスチュワードシップ活動に資するよう、機関投資家が協働で行う企業との建設的な「目的を持った対話」（協働エンゲージメント）を支援する目的で「一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム」が設立された。現在のところ、パッシブ運用を行う機関投資家 5 社が参加（企業年金連合会、三井住友アセットマネジメント、三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、りそな銀行）。
参加するのは長期投資を運用手法とする機関投資家であり、重要提案行為や議決権行使の合意等は行わず、企業に共通の課題をアジェンダとして共通見解を提示し対話に役立てる等のサポート活動を行う。
 - b. 平成 30 年 1 月 15 日に最初のアジェンダとして「ビジネスモデルの持続性に関する重要な課題（マテリアリティ）の特定化と開示」を設定。時価総額上位会社にはレターを送付（会社名、社数等は非開示）。
<https://www.iiccf.jp/>
集团的エンゲージメントの一つの在り方として今後要注目。

3.近年の傾向の確認

①招集通知早期発送（発送日と総会日間の日数（暦日）を回答）

	2週間前 (14日)	2週間 +1日	2週間 +2日	2週間 +3~5日	2週間 +6日	3週間 以上	4週間 以上	合計
平成27年	257 (14.5%)	276 (15.5%)	181 (10.2%)	353 (19.9%)	192 (10.8%)	511 (28.8%)	7 (0.4%)	1,777 (100%)
平成28年	156 (8.7%)	225 (12.5%)	144 (8.0%)	428 (23.8%)	179 (9.9%)	652 (36.2%)	16 (0.9%)	1,800 (100%)
平成29年	133 (7.7%)	193 (11.2%)	138 (8.0%)	392 (22.7%)	185 (10.7%)	666 (38.6%)	18 (1.0%)	1,725 (100%)

平成29年度全株懇調査報告書より

②招集通知の発送前開示

平成27年	689 (38.8%)
平成28年	1,413 (78.5%)
平成29年	1,448 (83.9%)

平成29年度全株懇調査報告書より

③英文招集通知

	従来から作成	今回初めて作成	無
平成27年	348 (19.6%)	109 (6.1%)	1,319 (74.3%)
平成28年	468 (26.0%)	230 (12.8%)	1,102 (61.2%)
平成29年	656 (38.0%)	70 (4.1%)	999 (57.9%)

平成29年度全株懇調査報告書より

④議決権行使プラットフォームの採用

2月末現在 876社採用

⑤機関投資家の総会出席

「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」への対応
(実際の対応または基本方針。事前に申し出がなかった場合も基本方針で回答)

	調査項目	会社数 (A~C は複数回答)	回答社数に 対する比率
A	ガイドライン ルートA (基準日までに1単元以上を名簿登録)	139	8.1%
B	ガイドライン ルートB (傍聴)	512	29.7%
C	ガイドライン ルートC (名義株主の代理人として総会出席)	73	4.2%
D	ガイドライン ルートD (実質株主の代理出席を認める定款変更)	1	0.1%
E	出席を認めないが、別室での傍聴を許可 (ガイドライン以外の対応)	47	2.7%
F	出席も別室での傍聴も認めない(ガイドラ イン以外の対応)	69	4.0%
G	その他	43	2.5%
H	基本方針を定めていない	946	54.8%
		回答社数 1,725 社	

平成 29 年度全株懇調査報告書より

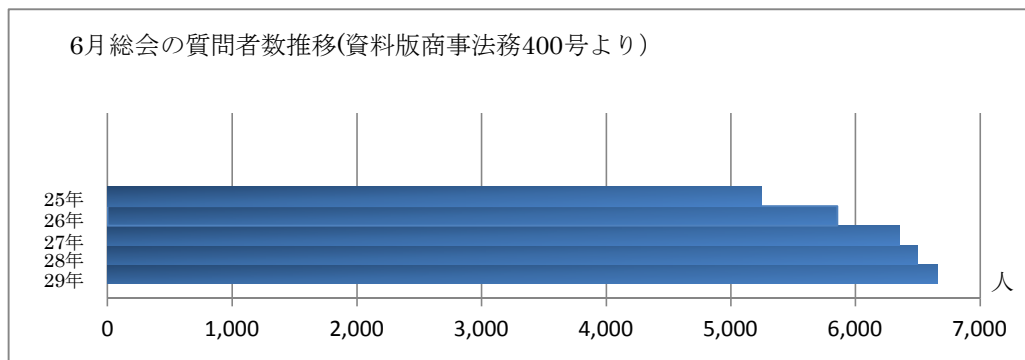
グローバル機関投資家から総会出席の申し出があったか

	調査項目	会社数 (A と B は 複数回答)	回答社数に 対する比率
A	国内機関投資家より事前に申し出があ った	12	0.7%
B	海外機関投資家より事前に申し出があ った	29	1.7%
C	事前に申し出はなかった	1,687	97.8%
		回答社数 1,725 社	

平成 29 年度全株懇調査報告書より

4.本年度株主総会で想定される質問

株主総会における個人株主の発言は確実に活発化している。



①業績見通し

決算に関する数値に言及する場合は、公表された数値の範囲内で答弁する。1(4) FD ルールの項参照。

②株価動向

「株価を上げるべく・・・」ではなく、「企業価値を上げるよう努力している」、「市場でより高い評価をいただくよう努力している」「株主様と同じ目線で期待に応えられるよう経営にあたっている」等の表現をする。

③株主還元

配当方針、自己株取得方針を招集通知や有報等の開示方針に則して答弁。具体的な増配金額など公表されていなければ言わない。

④内部留保の使途、ROE など

新しい経済政策パッケージでは「設備投資、研究開発投資、人材投資への有効活用」が記載されており(1.(6)参照)、こうした観点からの想定問答が必要。

設備投資は事業報告記載事項、研究開発費は附属明細書に記載されることが多く、説明義務ある事項。

⑤政策保有株

CG コードにおいて説明を強化する改定の動きあり。総会前に大きく報道されると株主からの質問も懸念される。

⑥働き方改革

長時間労働対策や職場環境の改善など。一時報道された製品検査に関する不祥事でも遠因としての長時間労働の報道あり。

⑦不祥事防止関連

例えば、一時期報道された製品検査不正を例にとると、「当社は、報道されたメーカ

一の製品を利用しているのか、その安全性は確保されているのか。」、「当社が製造している製品の検査体制は大丈夫なのか。」、「不正防止のガバナンス体制、内部統制は整備されているのか」といった観点からの質問が考えられる。

なお、日本取引所自主規制法人より「上場会社における不祥事予防のプリンシプル(案)」が公表され3月14日までパブリックコメントに付されている。

<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d10/20180221-01.html>

⑧女性管理職等

女性管理職の人数や福利厚生の整備等はあらかじめ把握しておく。また、前述のとおりCGコード改定の動向に注意。

⑨顧問・相談役

顧問・相談役を置いている会社は、CG報告書での開示の有無にかかわらず、ある程度概括的に人数、役割等について回答することを検討しておく。

⑩株主優待等

導入・未導入にかかわらず散見される質問。普段株主からの問い合わせ等を参考に想定問答を作成しておく。

⑪社外役員に対する質問

■回答者を社外役員に指定した質問への実際の対応（複数回答）

	社外取締役 が回答	議長が引き 取って回答	議長以外の 回答役が回 答	社外監査役 が回答	監査役会を代 表して常勤監 査役が回答	その他
27年	38	31	9	9	6	4
28年	62	32	12	14	3	2
29年	75	24	10	5	2	2

平成29年度全株懇調査報告書より

⑫役員インセンティブ報酬関連

役員報酬に関する質問は、事業報告記載事項または議案に関する質問として説明義務がある。

・個人別金額開示を求める質問

「法令で取締役・監査役・社外役員別の総額で開示することが認められているので、個人別の金額はご容赦いただきたい」としたうえで、事業報告の記載事項を敷衍することが考えられる。

有価証券報告書で個人別開示対象者（連結報酬1億円以上）がいる場合はそれを説明。

・株式報酬の内容・必要性を問う質問

多様な株式報酬の内容は株主にとってわかりづらい。⇒ざっくりとどのような内容の

報酬なのかを説明してから詳細内容を説明。

例：「当社は中計で何年度において利益何億円という目標を立てており、この目標の達成度合いに応じて報酬として株式を交付するものです」

「株主さんと同じ目線で株価を意識した経営を促すため、3年間の当社株価の上昇率と市場全体の上昇率を比較して、当社が上回っていればもらえる株式が多くなる、下回っていればもらえる株式が少なくなるという、株式報酬です。」

「役員を退職したときに一定の株式を与える、いわば退職金代わりに株式報酬です。在職中に株価を意識して経営にあたってもらうため導入いたしました。」

- ・なぜ当社は株式報酬を導入しないのか

例：「当社の株式は流動性が低く、外的要因で大きく変動するので報酬には適さない。」

「個人の貢献と株価がうまくリンクしないので報酬には適さない。」

5.次期会社法改正に係る中間試案の概要

＜中間試案に掲載された会社法改正項目＞

(1) 株主総会資料の電子提供制度

①株主総会招集通知をウェブサイトに掲載し、株主に対してはアクセス通知（概ね狭義の招集通知とウェブアドレスを記載）のみ（+行使書）を送付すればよいとする制度。

定款規定により採用可能だが、振替株式発行会社（=上場会社）はみなし定款変更により強制採用。

②株主には振替機関等を経由して書面交付請求が可能（定款排除の可否はなお検討）。基準日までに請求した株主には総会2週間前までに交付する。

③電子提供期間中、調査機関の調査を義務づける(EDINET 利用の可否はなお検討)。

(2) 株主提案権

株主提案濫用防止の観点から、提案議案数の制限(5以内か、10以内か)と、内容による提案の制限(名誉侵害、侮辱目的、困惑させる目的、不正図利、総会の適切運営妨害等)を導入するもの。

(3) 取締役等への適切なインセンティブの付与

①取締役の報酬改定時に、取締役の報酬等の決定方針の概要等を総会で説明する義務

②非金銭報酬の決議事項の充実

- ③取締役の個人別の報酬等の決定を取締役に再一任決議する場合に、株主総会の決議を要するとの規制の可否(両案併記)。
- ④取締役の報酬として、金銭の払込みを不要とする株式報酬・新株予約権報酬を認めることの可否(両案併記)
- ⑤役員報酬の事業報告記載事項の充実
報酬等の決定方針、報酬等の総会決議に関する事項、再一任に関する事項、業績連動報酬等に関する事項、株式または新株予約権報酬に関する事項、種類ごとの総額などを事業報告に記載。個人別開示はなお検討。

(4) 会社補償・D&O 保険の規制の導入の是非など。

- ①責任追及等に係る請求を受けた時に要する防御費用等、役員等が第三者に加えた損害賠償責任額（善意・無重過失の場合）を会社が補償する契約等を締結できることとする。補償契約の内容の決定は取締役会決議。
- ②補償契約を締結している場合の事業報告における開示
補償契約の相手方、補償契約の内容の概要等
- ③D&O 保険の内容の決定を取締役会決議とし、D&O 保険を締結しているときは、事業報告において被保険者、契約の内容の概要等を開示する(保険金額、保険料、保険給付の金額を開示に含めるかはなお検討。)

(5) 社外取締役の活用等

- ①会社と取締役(執行役)が利益相反状況にある等の場合に、その都度取締役会決議により業務執行を社外取締役へ委託することができるものとする。
- ②監査役会設置会社で、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合は、取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができることとする可否(両案併記)。
- ③公開大会社かつ有報提出会社である監査役会設置会社に社外取締役を義務付けることの可否(両案併記)

(6) 社債の管理

(7) 株式交付

株式会社が他の株式会社を子会社化するために、当該他の株式会社の株主から株式を譲り受け、対価として自社の株式を交付する制度。完全子会社化する制度である株式交換に対して、株式交付は子会社化(議決権の過半数取得)する制度。(現状、自社株交付の買付けは現物出資規制がかかり、株式交換だと完全子会社化しかない。)

(8) 議決権行使書面の閲覧等

- ①議決権行使書面の閲覧・謄写請求においては、請求の理由を明らかにしなければならない。
- ②閲覧拒絶事由の新設。

(9) その他、責任追及等の訴えに係る訴訟における和解、株式の併合等に関する事前開示の充実、新株予約権に関する登記における新株予約権の払込価額の取扱い、株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付を利害関係有する者に限定、会社の支店の所在地における登記の廃止。

以上